

1963年臨時9回東京府市議会定例会の議案

1. 1963年6月11日臨時9回東京府市議会定例会に提出された議案

2. 上記議案は次の通りである。

議案 1号	議案 2号	議案 3号	議案 4号	議案 5号	議案 6号	議案 7号	議案 8号	議案 9号	議案 10号	議案 11号	議案 12号	議案 13号	議案 14号	議案 15号	議案 16号	議案 17号	議案 18号	議案 19号
氏名 天石久	氏名 石川大	氏名 石川正	氏名 石川正	氏名 石川正	氏名 石川正	氏名 石川正	氏名 石川正	氏名 石川正	氏名 石川正	氏名 石川正	氏名 石川正	氏名 石川正	氏名 石川正	氏名 石川正	氏名 石川正	氏名 石川正	氏名 石川正	氏名 石川正
氏名 天石久	氏名 石川大	氏名 石川正	氏名 石川正	氏名 石川正	氏名 石川正	氏名 石川正	氏名 石川正	氏名 石川正	氏名 石川正	氏名 石川正	氏名 石川正	氏名 石川正	氏名 石川正	氏名 石川正	氏名 石川正	氏名 石川正	氏名 石川正	氏名 石川正

3. 不附議員は次の通りである。

4. 出席議員は志願議員と同じである。

5. 欠席議員は不附議員と同じである。

6. 市町村自治会等6.1条の規定により、議開のため出席したものは次の通りである。

市 長	市 長	市 長	市 長	市 長	市 長	市 長	市 長	市 長	市 長	市 長	市 長	市 長	市 長	市 長	市 長	市 長	市 長	市 長	市 長
市 長	市 長	市 長	市 長	市 長	市 長	市 長	市 長	市 長	市 長	市 長	市 長	市 長	市 長	市 長	市 長	市 長	市 長	市 長	市 長

7. 本会議の審議は次の通りである。

審議長	審議長	審議長	審議長	審議長	審議長	審議長	審議長	審議長	審議長	審議長	審議長	審議長	審議長	審議長	審議長	審議長	審議長	審議長	審議長
審議長	審議長	審議長	審議長	審議長	審議長	審議長	審議長	審議長	審議長	審議長	審議長	審議長	審議長	審議長	審議長	審議長	審議長	審議長	審議長

8. 議案は次の通りである。

- 目録第1. 会期の決定について
- 目録第2. 会期延長名議員の待遇について
- 目録第3. 市長の**免**職方針再考
- 目録第4. 議案第17号、東京府市議会の議事に関する条例の一部を改正する条例について
- 目録第5. 議案第18号、東京府市議会の議事に関する条例の一部を改正する条例について
- 目録第6. 議案第19号、東京府市議会の議事に関する条例の一部を改正する条例について

1963年度第9回宜野湾市議会定例会々議録

1. 1963年6月11日第9回宜野湾市議会定例会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久	2番	比嘉	3番	天久
5番	石大	6番	仲安	7番	裕又
8番	石田	9番	安大	10番	伊伊
11番	石川	12番	大信	13番	官武
14番	仲川	15番	信中	16番	
17番	伊村	18番	中古	19番	
20番	仲村	21番	古波		

3. 不応議員は次の通りである。

4番	安次	5番	真英	6番	永光
	富盛		貞盛		寿光

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、説明のため出席したものは次の通りである。

市長	仲村	助役	眞徳	収入役	仲村
総務課長	松川	財政課長	金山	経済課長	沢し
建設課長	島袋	水道課長	奥里		

7. 本会議の書記は次の通りである。

書記長	松川	正義	書記	照屋	正義
	伊佐				

8. 議事日程は次の通りである。

- 日程第1, 会期の決定について
- 日程第2, 会議録署名議員の決定について
- 日程第3, 市長の市政方針発表
- 日程第4, 議案第17号, 宜野湾市職員給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5, 議案第18号, 宜野湾市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6, 議案第19号, 宜野湾市報酬及び費用弁償の額並びにその

支給方法を定める条例の一部を改訂する条例について

- 目録第7、議案第20号、宜野湾市部課設置条例の一部を改正する条例について
- 目録第8、議案第21号、宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 目録第9、議案第22号、宜野湾市消防団条例設置定について
- 目録第10、議案第23号、宜野湾市区設置条例を廃止する条例について
- 目録第11、議案第24号、宜野湾市議会定例会条例の一部を改正する条例について
- 目録第12、議案第25号、宜野湾市上水道給水条例の一部を改正する条例について
- 目録第13、議案第26号、基元財団基金の一設会計への繰り入れについて
- 目録第14、議案第27号、市道の道路工事(側溝を含む)緊急施工方陣営について
- 目録第17、議案第6号、市外協への助成方について
- 目録第18、議案第7号、市道協会への助成方について

9、会期の長次

議 長～出席議員15名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しますので、只今より第9回宜野湾市議会定例会を開会致します。(午前10時20分)

議 長～深く休憩致します。(午前10時22分)

議 長～再開致します。(午前10時39分)

議 長～9番、16番、1番、5番、6番の出席を報告致します。

議 長～誠に本日の会議を開催します。

議 長～目録第1、会期の決定についてをお諮り致します。

議 長～本会期は予算議会でもあるし、会期1杯の20日間もちたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本会期は本月11日より6月20日までの(20日間)と決定致します。

議 長～目録第2、議事録署名議員の付添についてお諮り致します。

支給方法を定める条例の一部を改定する
条例について

- 日程第7, 議案第20号, 宜野湾市部課設置条例の一部を改正する
条例について
- 日程第8, 議案第21号, 宜野湾市職員定数条例の一部を改正する
条例について
- 日程第9, 議案第22号, 宜野湾市消防団条例設置定について
- 日程第10, 議案第23号, 宜野湾市区設置条例を廃止する条例につ
いて
- 日程第11, 議案第24号, 宜野湾市議会定例会条例の一部を改正する
条例について
- 日程第12, 議案第25号, 宜野湾市上水道給水条例の一部を改正する
条例について
- 日程第13, 議案第26号, 基本財産基金の一般会計への繰り入れにつ
いて
- 日程第14, 陳情第5号, 市道の道路工事(側溝を含む)早急施工方
陳情について
- 日程第17, 陳情第6号, 市体協への助成方について
- 日程第18, 陳情第7号, 市漁族会への助成方について

9. 会議の俵末

議 長～出席議員15名であります。市町村自治法第53条の規定により議会
は成立致しますので、只今より第9回宜野湾市議会定例会を開会致しま
す。(午前10時20分)

議 長～暫く休憩致します。(午前10時22分)

議 長～再開致します。(午前10時39分)

議 長～9番、16番、1番、5番、4番の出席を報告致します。

議 長～誠に本日の会議を開きます。

議 長～日程第1, 会期の決定についてをお諮り致します。

議 長～本会期は予算議会でもあるし、会期1杯の20日間もちたいと思いま
すが御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本会期は6月11日より6月30日までの
20日間と決定致します。

議 長～日程第2, 議事録署名議員の指名についてお諮り致します。

議長～議長指名とすることに御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め議員指名と致します。10番、又吉正敏、13番、伊佐真得の両議員にお願い致します。

議長～著く休憩致します。(午前10時40分)

議長～再開致します。(午前11時15分)

議長～冒程第3、市長の施政方針発表をお願いします。

市長～市昇格後、滿1ヶ年後の1954年度の宜野湾市予算議会を向えるに
至りまして、過ぎし1ヶ年を反省して、更に今年度、特に重点として
執行すべき項目を一応皆さんにお話し申し上げて、今日の私の施政の
方針に賛りたいと思ひます。先ず1ヶ年を振り返り見ますと、6
3年度は非常に忙しい年であつたと、先にもちよつと話しが済みまし
ましたが、7月に市昇格致しまして、その祝賀行事が済むかと思つたと、
市長、議会議員の改選で選挙が立派までずつと11月頃まで終つて
いた訳でありませぬ。そのどさくさが過ぎ、年を明けてから、いよいよ
議員のおちついたかつ好になつたのでありますが、この間に、今日ま
で前1ヶ年とは申しますものの、じつくり取つてくんで仕事の出来たの
は、半年位でありませぬ。過ぎた1ヶ年で宜野湾市には新しい満庁舎
が竣工した。これは事業面ではつまずいたものでありますが、尚市
として最も今日まで大きな課題の1つとして挙げられておつた所の
米増産の強化策と云う意味で、行政区の再編成をしようと思つたの
で一応立案致しまして、大体今日まではそれに成案された訳でありませ
ぬ。尚宜野湾市の役所の機構がずつと宜野湾村時代から、そのまゝに
置かれていましたので、一応これを改正して市としての行政の執行が
スムーズに出来る様に改善していきたいと思つたので機構の改善して
いきたいと思つたので機構の改善の案を練つて今日その成案が出来た
訳でありませぬ。その他に土地調査や都市計画の事業はづつと継続して
進んでおりますが、後で建設課の所で、現段階の状況をお伝え致し
ますが、これと関連して、どうしても宜野湾市にはこれから火事場
が必要であると思ひまして、恐むがねからその場所を考へておつたの
であります。せまい宜野湾市の地域には、なかなか適当な地域が見
当たらないので、今日までどうと云うてとも打ち出せなかつたのであ
りますが、今度、北中城と中城が宜野湾と一帯になつて、これを打ち
たいと思つたお話し合いが進められて、一、二回話しをしてありますが
大体場所も登壇の近くに出来そうでありませぬ。これは未だ進行中であ
りますので、これも、これから先続けて是非設置したいと思つており
ませぬ。尚真栄原の郵便局の新設については、議長も一先今日にお

議長～議長指名とすることに御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め議長指名と致します。10番、又吉正弘、13番、伊佐真得の再議員にお願い致します。

議長～暫く休憩致します。(午前10時40分)

議長～再開致します。(午前11時15分)

議長～日程第3、市長の市政方針発表をお願いします。

市長～市昇格後、満1ヶ月後の1964年度の宜野湾市予算議会を向えるに当りまして、過ぎし1ヶ月を反省して、更に今年度、特に重点として執行すべき項目を一応皆さんにお話し申し上げて、今日の私の市政の方針に変わりたいと思います。先ず1ヶ月を振り返りかえつて見ますと、63年度は非常に忙しい年であつたと、先にもちよつと話がありましたが、7月に市昇格致しまして、その祝賀行事が済むかと思うと、市長、議会議員の改選選挙が立法院までずつと11月頃まで続いた訳であります。そのどさくさが過ぎて、年を明けてから、いよいよ市民のおちついたかつ好になつたのでありますが、この間に、今日まで約一ヶ月とは申しますものの、じっくり取つてくんで仕事の出来たのは、半年位であります。過ぎた1ヶ月で宜野湾市には新しい消防庁が工した。これは事業面ではつきりしたものでありますが、尚市として最とも今日まで大きな課題の1つとして挙げられておつた所の末端行政の強化推進と云う意味で、行政区の再編成をしようとするので一応立案致しまして、大体今日までにそれに成案された訳であります。尚宜野湾市の役所の機構がずつと宜野湾村時代から、そのままに置かれていましたので、一応これを改正して市としての行政の執行がスムーズに出来る様に改善していきたいと云う何んぞ機構の改善していきたいと云う何んぞ機構の改善の案を今つて今日その成案が出来た訳であります。その他に土地調査や都市計画の事業はづつと継続して進めておりますが、後で建設部面の所で、現段階の状況をお伝え致しますが、これと関連して、どうしても宜野湾市にはこれから火そう場が必要であると思ひまして、兼ねがねからその場所を考へておつたのでありますが、せまい宜野湾市の地域には、なかなか適当な地帯が見あたらないので、今日までどうと云うことも打ち出せなかつたのでありますが、今度、北中城と中城が宜野湾と一語になつて、これを持ちたいと云うお話し合いが進められて、一、二回話しをしておりますが大体場所も登又の近くに出来そうであります。これは未だ進行中でありまして、これも、これから先統括して是非設置したいと思つております。尚真栄原の郵便局の新設については、議長も一に当局にもお

話をして各地の調査もして貰いたのでありますが、今郵政庁では予算
の面で非常に苦勞しておられるんで何とか莫保原の周を設けずだ
けの予算を組んで出して早くこれを設置して集きたいと云う
ことを申し入れておられます。その件につきましては、政府でもこれを
真く検討して見ると云う形に今あります。産業経路は、政府もまもては
現在の第1次産業が戦後、最近は何となく作りにかまは、収獲はして
おられますが、不振の状況にあるので何となくかして農業と政府をさせ
ての増収を促さないと云う意味から政府に地元の方々と政府の方々と
の増収を促さないと云う話を持ち、志望の地区に一部これは西原に
地主が及びますが、今後は農協の建設のハイロット地区に設けられ
るには皆さん御承知の様に直野村市は申してもその悪くはないに
あつた地区の産業が盛んでう国を担うことは、最近大抵は年内に
あつた。この反面又うたの頭がくつと減つておると、うたを
増やしたいと云うのでその方々も色々を考へておられます。これは
ても今後は農と人にしても今までの農業の考へ方よりは、これは工
場の企業化をする方向に持つて行く必要があると思つておられる上
れを促しては今日まで普天間が空体となつて普天間商工会があつたの
であります。この及び全市を一層とした所の商工業が盛んになれ
たいと思つておられます。これの達成についても今後協力をして行
きたいと思つておられます。尚それについて現在この準備中であり
ますが、農協の達成を計画されておられますが、又今その準備委員が設立して、
色々話を待たされておられますが市としてもこれの達成には努
力して行きたいと思つておられます。財政面におきましては、も
う数年からもどうしても財政の強化が必要であると思つておられ
る一方をたどる様になつておられます。これはこのままでは行けな
いので、今後これにどう対処するかと云うことにつきましては、先に申
上げた農協の準備で今日まで財政課の方で色々方面において仕事を
持つておつた農協の外に色々の面を持つておつた課であつたが、例
えば、土地の管理及び市場の管理を見る或は財産の管理の面を見せ
ておつたんだが、このため農協の改革で今までの財政課の長つとも力
を入れるべき仕事であつた、農協の方の農協一本で見てもらうと
云う若て今までの財政課を農協課に変えたいと思つておられます
そして他の面は、地の課に、例えば、と橋や委託市場の管理の心とを
社経課の方に、地財管理の方は、事務課、或は企画課の方に移し
て今までの財政課の荷物を軽減して農協の方に一定負担に持つて集
たいと云うように思つておられますが、農政部面では、先ず農協の増
進が今後完成致しました。これは前年度からの引渡きの仕事で前
年度が通らなかつたので、一旦その検査を通すのは、千石の投入をす
ましてからにしようとして、今後に移る態されたのでありますが、こ

話をして現地の調査もして載いたのでありますが、今郵政庁では予算
の面で非常に苦勞しておられるんで何とか真榮原の局を設置するだけ
けの予算を組んで出して載いて早くこれを設置して載きたいと云う
ことを申し上げておられます。その件につきましては、政府でもこれを
良く審議して見ると云う形に今あります。産業経済面におきましては
現在の第1次産業が戦後、最近ではキビ作りでいくらか獲はして
おりますが、不振の状況にあつて何んとかして農業と政府の方々の指
この増収をはかると云う意味から政府に地元の方々の指の指
の指導がかりますが、今後農林省のハイロット地区が指定され
る様になつておられます。その他の農業面を通じての現段階における成
績は皆さん御承知の様に野市は申部でもそう悪くはない。前申
り地区の産業共進会で3回の優待をしたんだが去年は2位であり
つある。その反面又フタの頭教がぐつと減つておると、フタを何とか
増やしたいと云うので課の方でも色々案を練つておられます。どうし
ても今後は幾んどんにして今までの副業的考え方よりは、これは工
りの企業化をする方向に持つて行く必要があると云うことで、最近こ
れを進めている訳であります。尚これに加えて産業経済面で申し上げ
たいことは今日まで普天間が主体となつて普天間商工会があつたの
であります。この度び全市を一円とした所の商工会議所が充足され
たいと思つておられます。これの育成についても今後協力して行き
たいと思つておられます。尚それに平行して現在の準備中でありまして
信協の結成を計画されておられますが、又今その準備委員が設立して、
色々話を持たされておられます。市としてもこれの育成には、努力
力して行きたいと思つておられます。財政面におきましては、もう教
う数年前からどうしても徴税の強化が必要であると云うことで、これ
には常に努力して来たのでありますが、残念ながらその成績は、経過
の一方をたどる様になつておられます。これはこのままでは行けない
ので、今後これにどう対処するかと云うことにつきましては、先に申し
上げた後所の機構で今日まで財政課の方で色々他方面において仕事
持つておつた税務の外に色々な面を持つておつた訳であります。例
えば、と場の管理及び市場の管理を見る或は財産の管理の面を見せて
おつたんだが、このたび機構の改革で今までの財政課の鼓つとも力を
入れるべき仕事であつた。税務の方の税務一本で見てもらうようにと
云う考えで今までの財政課を税務課に変えたいと思つておられます
そして他の面は、他の課に、例えば、と場や公営市場の管理のとき
は経済課の方に、尚財産管理の方は、総務課、或は企画課の方に移し
て今までの財政課の荷物を軽減して税務の方に一生懸命にやつて戦
たいと云うように思つておられます。建設部面では、先ず篤敬の耕地
農道が今度完成致しました。これは前年度からの引続きの工事で前
検査が通らなかつたので、一応その検査を通すのは、キビの減入をす
ましてからにしようとして、今後に持ち越されたのでありますが、こ

の前これも修正して検査が通りました。尚土木関係の次なる工事は大
山の鉄道線の改良の工事が現在工事中であります。大体の計画は
出来ておるんじゃないかとこう思つておられます。もう一つは菅天間のハ
ワジングの部の水工事でありますが、こちらの通り未だこれが工事の
執行中でありませぬ。都計関係ではマスタープランが未だ未だ計画
中でありませぬ。これを急いでいる訳ではありませんが、いわゆる計画の
進捗も未だ進んでおりませぬ。尚これを突進して行くには、土地調査も未だ完
成しておりませぬ。大体土地調査は今全府、全直野市のほとんど分
別して調査されて残されたのが多分伊佐、喜友名、菅天間の一部、そ
れとび行場内堤防が残つておられますので、これも本年夏中に終るんじ
やないかと、こう思つておられます。区画整理につきましても、これも未
だ計画、その段階にあつて、まず今の計画には菅天間の開拓地と大野名
字地帯の整備からやろうと云うので、今計画を進めておるのであるが、
次の水道線の状況を申し上げますと、もつ年度で配給を延ばして工事を
やつたのが、マーシー地区の方は、前の配管を振り出して、配管管を
した訳であります。大野名の方は延長になつておられます。こう云う工
事をやつつ一般市民への給水工事を続けて来ておられますが、現在大野
名水道で給水している給水が、もう給水しておられます。もう大野名の
給水の質までは、その半分位、とにかく本年度で増したのが、
3倍位の増になつておられます。もつ年度では、ほとんどが給水される
んじやないかとお思います。今後の問題として、今水道の貯水場の増
は5号線までありますが、今後のかんばつの場合にも5号線まで貯水
場の増設が必要であります。相んとしまして今年に5号線への配管
についで計画し設備をもつてこの工事が出来る様にすれば、これが
大野名の災害の恒久的な対策にもなる云うので、その計画を進める様に
合つておられます。以上は大體過ぎた今年の計画であります。これか
ら先どう云うことをして行くか云うことにつきましても、今後の予算
でも直接関係があります。各課の方でもこれを準備して大野名等の
整備してありますので、その点を一通り申し上げますと、相んとしまして
も、これらの準備が十二分に準備されていくには、先ず執行部と
議会が一線になつてそれをおし進めるべく努力を怠りかねない。その
議会にしても執行部の職員にも、充分なる協力を持つて進める
には、それに対する努力もやらないと云うので、議会の
協力におかれ、各課区長等が各々各々努力を怠らぬ。この
間又後部の職員におきましても、これは準備してなした。政府の方
も職員じやなくて、政府の職員も同じことではあります。各課村長も
今後各々の職務に努力されておられます。本府におきましても、これ
を突進したいと云うのであります。尚先きに申し上げた大野名
行政の強化については、その議会の審議次第早く各課にこの有給活動が
十二分に振上げつて、そして行政に協力出来るような体制に
作り直して進めたいと云う思つておられます。更に今度大野名にお
きまして、先づ大野名を一つ企業体に改組して、この活動もこれから大
きく進めたいと云うので、先づ大野名を一つ企業体に改組して、この活動もこれから大

の前これ工して検査が通りました。尚土木関係の大きな工事では大
山の鉄道線路の道路の工事が現工執行申であります。大体8割通り
出来る前の配水工事であります。もう1つは普天間の八
ウシグの配水工事です。都計関係はマスタープランが未だ計画申でも
執行申であります。これを急いでいる訳であります。いゆる箇面の請負も
未だ済んでおりません。尚これを笑して行くには、土地調査も未だ完
成しておりません。大体土地調査は今年全村、全宜野湾市はほとんど9分
通りが調査されて残されたのが、多分伊佐、喜友名、普天間の一部、そ
れとひ行場内程度が残っております。この本年中に終えるんじ
やないかと、こう思っております。区画整理につきましては、これも未
だ計画、その段階にあつて、まず今の計画には普天間の開放地と大謝名
宇地浦の整備からやろうと云うので、今計画を進めておるのであります
次の水道課の状況を申し上げますと、63年度で配管を延ばして工事を
やつたのが、マーシー地区の方は、前の配管をふり出して、配管替えを
した訳であります。大謝名の方は延長になつております。こう云う工事
をやります。大謝名の方を延長にやつて来ております。現在宜野湾
の水道で給水している栓数が3,010栓載せております。63年度の
始めの頃までは、その半分位、とにかく本会計年度で増したのが1,
375の増しになつております。64年度では、ほとんどが給水される
んじやないかと思ひます。今後の問題として、今水道の行つてない地
は5号線沿いであります。今度のかんばつの場合に1番まつたのが
この5号線沿いの部落であります。何んとかして今年5号線への配管
について計画し起債をもつてこの工事が出来る様にすれば、これが1つ
の災害の恒久的な対策にもなると云うので、その計画を進める様に話
合つております。以上は大體過ぎた1ヶ年の歩みであります。これか
ら先どう云うことをして行くか云うことにつきましては、今度の予算
でも直接関係がありますし、各課の方でもこれを細分して大體予算の見
積もしてありますので、その点を一通り申し上げます。何んと申しま
しても、これらの事業が十二分に推されていくには、先ず執行当局と
議会が一になつてこれをおし進めるべく努力せにやいかないが、その
議会にしても執行当局の職員にしても、充分なる能力を持つて活動す
るには、それに対する待ぐらなけりやいかないと云うことで、議会の
場合においても、とれは市だげでなしに、政府の地方公
尚又役所の職員におきましても、これは市だげでなしに、政府の地方公
務員じやなくて、政府の職員も同じことではあります。各市町村とも今
度待ぐらの改善に努力されておりますので、本市におきましても、これ
を笑施したいと云うのであります。尚先きに申し上げました未端行
政の強化については、この議会の済み次第早く各部落にこの自治活動が
十二分に盛り上がつて、そして市政に協力出来るような体制に指導、助
言をして行きたいと云う思つております。更に今まで庶務課において取
り扱われた公報や情報を一見企画室に移して、この活動もこれから大い

に推進したいところ思うのであります。消防庁舎が今度出来上がりまして消防隊の整備をその陳容を今度増員したいところ思っております。保健衛生の面では、先にも例を見まして、今この所定した業者にてこれを処理までさせておられる様であります。これも今後とも予防注ととか、或はこの應の処理については、たえず気を配つて努力をして行きたいと、思っております。以上同様今年度の予算に頭をそがれて来た点であります。その他にやりたいと云う事が色々あります。職員が増え、どうしても庁舎におさまらなくなつたので、庁舎を増築しようと思つておられますが、残念ながら今年度の予算には、その財源が見ださなくて、未だ蓋つておりません。工場の宿題として残つております。更に又、宜野湾市を十分にPRするには、これも観光事業とも関係します。市勢要覧と申しますか、いわゆる一さつ印刷にして、宜野湾市を当紹介する様な写真入りの印刷も発行したい。特に今度は一周年にも、紹介し、こう云うことをやりたいと思つておられます。直り、次は産業経済の面で申し上げます。今までに大体的に達せられているものは除外してありますが、それは例えれば、開地の対象の対策の補助金を今度これを除いてあります。産購入資金の奨励金、これも一応これは全部なくなるんじゃないに、64年度まで継続されることになるんだが、今後貿易自由化に対する、及びその他作物の生産コスト低減のため、生産機械の購入補助金を増額してある。2番目には、今度のかんばやかんばつによる所の作物の被害は、今年から農家経営に大きく影響するので緊急対策として、種用種、馬れいしゆ、これを購入配布し、恒久的対策にしたいと、この予算、ここに取つてあります。尚、商工会議所の補助金を増してある。公共市場も、除くか、その他色々要望もありましたけれども、本年度の予算では、これを、出ることが出来なかつたのを残念に思つておられます。特に新しい預目として、産業経済面では、病害の防除、その他、技術指導及び予算執行の専車、是非入ると云うので、ピックアップ台を購入する様にしております。尚、真志のハイロット地区の農業構造改訂事業には、64年度において、実態調査と改訂事業の計画立案が行なわれる様になつておりますので、これについてはよく政府とも提携して、この事業を推進して行きたいと云うふうを考へておられます。水道の方は、大体先の申し上げた様に一番大きな仕事が5号線の配管になるかと思ひます。これを一様起債をしてこの工事が進められる様に準備をして行きたいと、尚、普天間地域内の給水栓が、ぐつと、増えつつあるので、そのままで、水圧が弱くなりますので、これに対する、いわゆる対策として、開放地で、インチに連結する工事をさせて、尚、マーシー地域の方は、一応配管を改善して、メーターも取り付けられる様になつておりますけれども、まだ、初めの契約の4、5センチで支払われているので、何とかしてこれを早く市条例を適用して水道料金が、被収出来る様にして行きたいと思つておられます。それから、大謝名の米人住宅の方には、あれは前にその会社の方で施設して、あつたんだが、一応条例を適用するには、買い上げをしなければならぬので、その買い上げも今年度でやつて行きたいと思つておられます。尚、これ

は、これ
だ、水
け、を
そう、う
買、つ
思、つ
云、う
し、更
以、上
れ、は
知、お
れ、を
去、年
予、想
ら、ん
が、減
で、あ
益、が
い、て
う、水
部、合
そ、れ
て、努
法、規
様、な
こう、思
の、方
げ、た
れ、か
と、し
て、行
を、行
度、統
政、府
し、た
行、し
ま、す
お、り
ま、す
の、で
と、し
て、の
今、年
の、報
告、と
今、後
の、方
針、に
答、え
たい
と、思
い、ま
す。

は、これ
だ、水
け、を
そう、う
買、つ
思、つ
云、う
し、更
以、上
れ、は
知、お
れ、を
去、年
予、想
ら、ん
が、減
で、あ
益、が
い、て
う、水
部、合
そ、れ
て、努
法、規
様、な
こう、思
の、方
げ、た
れ、か
と、し
て、行
を、行
度、統
政、府
し、た
行、し
ま、す
お、り
ま、す
の、で
と、し
て、の
今、年
の、報
告、と
今、後
の、方
針、に
答、え
たい
と、思
い、ま
す。

は、これ
だ、水
け、を
そう、う
買、つ
思、つ
云、う
し、更
以、上
れ、は
知、お
れ、を
去、年
予、想
ら、ん
が、減
で、あ
益、が
い、て
う、水
部、合
そ、れ
て、努
法、規
様、な
こう、思
の、方
げ、た
れ、か
と、し
て、行
を、行
度、統
政、府
し、た
行、し
ま、す
お、り
ま、す
の、で
と、し
て、の
今、年
の、報
告、と
今、後
の、方
針、に
答、え
たい
と、思
い、ま
す。

は、これ
だ、水
け、を
そう、う
買、つ
思、つ
云、う
し、更
以、上
れ、は
知、お
れ、を
去、年
予、想
ら、ん
が、減
で、あ
益、が
い、て
う、水
部、合
そ、れ
て、努
法、規
様、な
こう、思
の、方
げ、た
れ、か
と、し
て、行
を、行
度、統
政、府
し、た
行、し
ま、す
お、り
ま、す
の、で
と、し
て、の
今、年
の、報
告、と
今、後
の、方
針、に
答、え
たい
と、思
い、ま
す。

市長～市長方針を終ることに致します。

では質疑の順に従いまして、質疑第4の議案第17号宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。書記長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～提案の理由はそこに示めた通りであります。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～本案は質疑の段階において、継続審議にしたいと思いますが、御異議をございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案は質疑の段階で継続審議と致します。

議長～質疑第5、議案第18号宜野湾市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。書記長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～本案件も議案の18号と関連する案件でありまして、この提案の理由に書いた通りであります。

議長～本案の質疑を求めます。

議長～本案については質疑の段階において、継続審議にしたいと思いますが御異議をございませんか。

議長××(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案については質疑の段階において、継続審議と致します。

議長～質疑第6、議案第19号宜野湾市報酬及び費用弁償の並びに支給方法を定める条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。書記長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～先きの17号、18号の職員の給与や或はその職員員の買当も同じ様にその他の議会、その他の費用弁償及び報酬等も改訂を必要と認めますので、これを提案してある訳であります。

では目程の順に従いまして、目程第4の議案第17号宜野湾市職員の
与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。書
記長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～提案の理由はそこに示めた通りであります。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～本案は質疑の段階において、継続審議にしたいと思いますが、御異議
ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案は質疑の段階で継続審議と致します。

議 長～目程第5、議案第18号宜野湾市職員等の旅費に関する条例の一部を
改正する条例についてを議題と致します。書記長をして朗読せしめま
す。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～本案件も議案の17号と関連する案件でありまして、この提案の理由
に書いた通りであります。

議 長～本案の質疑を求めます。

議 長～本案については質疑の段階において、継続審議にしたいと思いますが
御異議ございませんか、

議 X 長*(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案については質疑の段階において、継続
審議と致します。

議 長～目程第6、議案第19号宜野湾市報酬及び費用弁償の並びに支給方法
を定める条例の一部を改正する条例についてを上程致します。
書記長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～先きの17号、18号の職員の給与や或はその他職員の員当も同じ様
にその他の議会、その他の費用弁償及び報酬等も改訂を必要と認めま
すので、これを提案してある訳であります。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～本案は質疑の段階において、継続審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案は質疑の段階で継続審議と致します。

議長～議題第7、議案第20号宜野湾市部課設置条例の一部を改正する条例
必*第*についてを上程致します。書記長をして朗読せしめます。

市長～提案の理由はそこに書いた通りであります。後は御質疑にお答えすることに致します。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～本案は質疑の段階において、継続審議にしたいと思いますが、御異議
ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案は質疑の段階で継続審議と致します。

議長～議題第8、議案第21号宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例
についてを上程致します。
書記長をして朗読せしめます。

市長～本案件も提案理由は、それに書いてありますので、後は御質疑にお答
えしたいと思えます。

議長～習休取致します。(午後1時40分)

議長～再開致します。(午後1時41分)

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～本案は質疑の段階において、継続審議にしたいと思いますが、御異
議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案件は質疑の段階において継続審議と致
します。

議長～議題第9、議案第22号、宜野湾市消防団条例施行についてを上程致
します。書記長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～本案は質疑の段階において、継続審議にしたいと思いますが、御異議
ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案は質疑の段階で継続審議と致します。

議 長～目録第7、議案第20号宜野湾市部課設置条例の一部を改正する条例
め*部*についてを上程致します。書記長をして朗読せしめます。

市 長～提案の理由はそこに書いた通りであります。後は御質疑にお答えする
ことに致します。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～本案は質疑の段階において、継続審議にしたいと思いますが、御異議
ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案は質疑の段階で継続審議と致します。

議 長～目録第8、議案第21号宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例
についてを上程致します。
書記長をして朗読せしめます。

市 長～本案件も提案理由は、それに書いてありますので、後は御質疑にお答
えしたいと思えます。

議 長～暫休憩致します。(午後1時40分)

議 長～再開致します。(午後1時41分)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～本案は質疑の段階において、継続審議に致したいと思いますが、御異
議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案件は質疑の段階において継続審議と致
します。

議 長～目録第9、議案第22号、宜野湾市消防団条例設定についてを上程致
します。書記長をして朗読せ
し

問 長～本案に対する趣旨説明を求めます。

答 長～本案件も提案理由に説明しておりますので、後は御質疑にお答えしたいと思っております。

問 長～本案に対する質疑を求めます。

答 長～留休憩致します。(午後1時45分)

答 長～再開致します。(午後1時46分)

問 長～本案については質疑の段階において、継続審議にしたいと思っておりますが御異議をございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

問 長～御異議がないので、本案は質疑の段階において継続審議と致します。

問 長～第10、議案第23号東陽町市区設置条例を廃止する条例についてを上掲致します。
審議長をして説明せしめます。

問 長～提案者の趣旨説明を求めます。

答 長～本案も提案理由に示した通りであります。

答 長～留休憩致します。(午後1時48分)

答 長～再開致します。(午後2時)

問 長～本案に対する質疑を求めます。

18番～これを廃止することによつて、どう云うふうな結果が恣れるかですね、それを継続することによつてどう云うふうな結果が恣まれたかですね、その管理行政面とどう云うふうな関連が生じたかですね、その点について廃止することによつて、行政事務とどう云うふうな結果が恣ずるかそれを存続することによつて、これは法的効力がどう云うふうに変わるかですね。

答 長～この条例を廃止することによつて、又継続することによつて、どう云うふうな変化が生じるかと云う御質問ですが、この条例を継続したつて、これは何の効力もなくなるので、自然これは消滅、何の効力もしない様な格好になりますので、これはこの際廃止すべきであつて、継続も出来ないう条例じやないかと、こう思うのであります。従つて当然廃止すべきであつて、他には継続しても何んの効力もない条例になる。只それらだけか云えません。

議 長～本案に対する趣旨説明を求めます。

市 長～本案件も提案理由に説明してありますので、後は御質疑にお答えしたいと思っております。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後1時45分)

議 長～再開致します。(午後1時46分)

議 長～本案については質疑の段階において、継続審議にしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので、本案は質疑の段階において継続審議と致します。

議 長～日程第10、議案第23号宜野湾市区設置条例を廃止する条例についてを上提致します。
書記長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～本案も提案理由に示した通りであります。

議 長～暫休憩致します。(午後1時48分)

議 長～再開致します。(午後2時)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

18番～これを廃止することによつて、どう云うふうな結果が生れるかですね、それを継続することによつてどう云うふうな結果が生まれたかですね、その管理行政面とどう云うふうな関連が生じたかですね、その点について廃止することによつて、行政事務とどう云うふうな結果が生ずるかそれを存続することによつて、これは法的効力がどう云うふうに変わるかですね。

市 長～この条例を廃止することによつて、又継続することによつて、どう云うふうな変化が起るか云う御質問ですが、この条例を継続したつて、これは何の効力もなくなるので、自然これは消滅、何の効力もしない様になりますので、これはこの際廃止すべきであつて、継続も出来ない条例じゃないかと、こう思うのであります。従つて当然廃止すべきであつて、他には継続しても何んの効力もない条例になる。只それらだけか云えません。

18番～ 届止することによつて、他に支障がないと云うふうな御見解ですわね、今先の若しこれが届止することなくして、7月1日の適用だと云うふうな御見解であつたが、その場合に現在の要項に基づいて事務を進めている形勢と、もう1つは任期中9月30日の任期であられる区長と云う職員の2つがあるんだと云うことなんですが、現在は経過規定でもつて、その条例の適用を受けた区長さんが、おられると云うことなんですわね、若しこれが届止後7月1日からそう云う区長さん方の事務経理の面について、いかなる措置が講じられるかと云うふうなことを心配するんだが、どう云うふうな措置で持つて空白がない様な措置をお考へであるか、その点について御説明願います。

市長～ いわゆるこの条例によつて、6月まで区長の資格でやつておられる区長さん方が任期と共に、この条例もなくなつた。その後には全員事務委託と云うことになりませんが、その種類に移るために、どうしてもすぐ7月1日に切り替える準備が出来ない所は、どうしてもその後任が得られるまで、今の委託者と異に何ヶ月か試用期間を延長も必要ないかと思つております。

18番～ この条例は本市においては、6月30日まで任期切れの区長さんがおられますので、その間行つてからになるんですが、若し6月30日で全区長さんが任期満了と云うことになると、必然的に法で云う所の経過規定も執行することになるかどうかですわね、区長制度と云うものは、全面的に消滅するとして、その反面経過規定として、その経過期間中に、尚それを適用するとして経過規定ですわね、現在本市においては6月30日までのこの条例は又前の自治法による所、どう云う区長さんがおられるんですが6月30日まで、任期満了と云うことになると、法で云う所の経過規定も自ずから執行だと、だから本市においても何の法則もないと云うことになるかどうかですわね、それは市町村において法で定められてませんが、本市においては、6月30日と云うことになるれば、その条例、或は法で云う経過規定も全面的に執行と云うことになるかどうか。

総務課長～ 御説明申し上げます。この方ですわね、一応法そのものとしては、先でも申し上げました様に、8月31日まで区長についての資格を維持するとは経過規定と云うものも、いわゆる任期を有する職員の資格を維持するとは云うふうな意味から、但し本法施行の際、退職する区長については、この制度になつておりますので、原則的には8月23日に法と併行して、この制度はなくなる、但し法の施行において区長と云うものは経過規定で認めながら、そう云う区長が退職する区と云うものがなくなつたら困ると、そう云う意味で経過規定で6月30日まで法を適用可能だと云うことと、今まで届止の条例が講じられなかつた訳であります。6月30日を過ぎますと、そう云う区長の面においても、もう必要がなくなる、自然的に6月30日以後は法の条例は今更にあつた場合に、効力がないと云

18番～閉止することによつて、他に支障がないと云うふうな御見解です、今先の若しこれが閉止することなくして、7月1日の適用だと云うふうなお答であられました、その場合に現在の要項に基ついて事務を進めている形態と、もう1つは任期中9月30日の任期であられる区長と云う職務の2つがあるんだと云うことなんですが、現在は経過規定でもつて、その条例の適用を受けた区長さんが、おられると云うことなんですが、若しこれが閉止後7月1日からそう云う区長さん方の事務継続の面について、いかなる措置が講じられるかと云うふうなことを心配するんだが、どう云うふうな措置で持つて空白がない様な措置をお考へであるか、その点について御説明願います。

市長～いわゆるこの条例によつて、6月まで区長の資格でやつておられる区長さん方が任期と共に、この条例もなくなつた。その後は全員事務委託と云うことになりませんが、その規程に移るために、どうしてもすぐ7月1日に切り替へる準備の出来てない所は、どうしてもその後任が得られるまで、今の委託者と更に何ヶ月か或は期間を延長して契約しなけりやならんじやないかと云う思つております。

18番～この条例は本市においては、6月30日まで任期切れの区長さんがおられますので、その間行つてからになるんですが、若し6月30日で全区長さんが任期満了と云うことになる、必然的に法で云う所の経過規程も執行することになるかどうかです、区長制度と云うものは、全面的に消除なりまして、その反面経過規定として、その生きているときです、母法がそのとき、区長がおつたその在任期間中は、尚それを適用すると云う経過規定です、現在本市においても6月30までのこの条例或は又前の自治法による所、この区長さんがおられるんですが6月30日まで、任期満了と云うことになる、法で云う所の経過規程も自ずから執行だと、だから本市においても何の法則もないと云うことになるかどうかです、それは市町村において違ふかも知れませんが、本市においては、6月30日と云うことになれば、その条例、或は法で云う経過規定も全面的に執行と云うことになるかどうか。

審議課長～御説明申し上げます。この方はですね、一応法そのものとしては、先きも申し上げました様に、8月30日で区についての何は閉止されると経過規定と云うものも、いわゆる任期を有する職員を補償すると云うふうな意味から、但し本法施行の際、退職する区長については、となつておりますので、原則的には8月23日に法と平行して、この制度はなくなると、但し法の運用において区長と云うものは経過規定で認めながら、そう云う区長が担当する区と云うものがなくなつたら困ると、そう云う意味で運用の面で6月30日までには、運用可能だと云うことで今まで閉止の条例が提案されなかつた訳ですが、6月30日を過ぎますと、そう云う運用の面においても、もう必要がなくなると、自然的に6月30日以降はこの条例は今度あつた場合には、効力がないと云

うたがひの困難は皆じやなくて、彼に基ずかない条件を安うとせざるなりま
ずので、選法の条件になると安うことが出来ると思ひます。それでこれ
は年月の間に於いては、選法の条件をそのまゝ設置するを安うと
とも出来ぬものでも当然は認めなければならず、長官上の形勢として
は正しいんぢやないかと思つておられます。

14番～運用の面になるんぢやすが、何は別として、区そのものの取手扱いはどう
であるかです。

委員～それについては、先に申し上げた様に区及び区長制度が廃止されるん
だと言ふこととて、本日の本議行政府はどうあるべきかと言ふことと去つた
とてその間に問題もあつて、その間に基づく今案は区長の設置を以
て、その答申を得て、これが先行と云ふことになりまが、その安
うなる準備の経過が認められて来る訳であります。それで次のこの答
申を元來の答申に於いては、先行の段階で何処まで進めようか、その方は一
応三月まで暫く待つてみるかどうかについては、私としては一付何んであ
りまが、一応はそれう方法で廃止されても、それと異なる種な方向
づけをして進行しようと言ふのが今までの経過だつたと思つております。そ
う言ふ程では、それ以外にはないんぢやないかと思ひます。

委員～大体賛成のつきと様であります。本案に対する賛成を打切ることは思
ひませんが、御賛成をさかませんか、

委員～御賛成がないものと認める本案に対する賛成を打切ることに致します。

委員～では附議に入ります。

15番～附議会略の動議を提出致します。

(賛成と呼ぶものあり)

委員～只今附議会略の動議が提出され、新案の賛成者が想像したもので、動議
を成立してあります。お知らせ致します。附議を省略することと御賛成を
提出せんか、

(賛成と呼ぶものあり)

委員～御賛成がないものと認める本案に対する賛成を省略することと致します。

委員～では議案第23号市町村設置条件を廃止する条件についてを議決に
付します。

うだけの問題だけじゃなくて、法に基づかない条例と云うことになり
ますので、違法の条例になると云うことが云えると思います。それでこれ
は6月30日以降については、違法の条例をそのまま設置すると云うこ
とも出来ませんので当然はじめはつけるべきだと、法例上の形骸として
は正しいんじゃないかと思っております。

18番～運用の面になるんですが、何は別として、区そのものの取り扱いはどう
であるかですね、

総務課長～それについては、先に申し上げた様に区及び区長制度が廃止されるん
だと云うことで、本市の末端行政はどうあるべきかと云うことで去つた
12月に諮問も致しまして、その諮問に基づき今度は新区画の設定をし
て、その答申を得て、これから施行と云うことになりましたが、そう云
うような準備の経過が進められて来た訳であります。それで次のこの答申
申をえたあの諮問についての施行の段階で御座居いますが、その方は一
応7月1日から施行するかどうかについては、私としては一寸伺んであ
りますが、一応はそう云う方法で廃止されても、それに変わる様な方向
づけをして執行しようとするのが今までの経過だつたと思っております。そ
う云う辺でむすび付ける以外にはないんじゃないかと思ひます。

議長～大体質疑もつきた様であります。本案に対する質疑を打ち切りたいと思
いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案に対する質疑を打ち切ることに致します。

議長～では討論に入ります。

19番～討論省略の動議を提出致します。

(賛成と呼ぶものあり)

議長～只今討論省略の動議が提出され、所定の賛成者がありましたので、動議
は成立しております。お諮り致します。討論を省略することに御異議御座居
座居ませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案に対する討論を省略することに致します。

議長～では議案第23号宜野湾市区設置条例を廃止する条例についてを表決に
付します。

議 長～原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め議案第23号直野湾市区設置条例を廃止する条
については原案通り可決決定致します。

議 長～第11議案第24号直野湾市議会定例会条例の一部を改正する条例に
ついてを議題と致します。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～提案の理由にも示めされておりますが、今までの何に条例として初めか
ら終りまでを示めすべきか、又招集の時期を示すのであるかを良く解し
やくに留ることがありましたので、今後これをはつきりこれに明文化す
るには、こう云う改訂が必要であると云う意味から採案してあります。

議 長～留休致します。(午後2時12分)

議 長～再開致します。(午後2時20分)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～本案は質疑の段階で継続審議にしたいと思いますが御異議ございませ
んか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案は質疑の段階において、継続審議と致しま
す。

議 長～第12議案第25号直野湾市上水道給水条例の一部を改正する条例
を議題と致します。
書記長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～提案理由を出してありますので後は御質疑にお答えしたいと思いま
す。

議 長～留く休題致します。(午後2時25分)

議 長～再開致します。(午後2時26分)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～本案については質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが御異

議 長～原案に御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め議案第23号宜野湾市区設置条例を廃止する条
については原案通り可決決定致します。

議 長～日程第11議案第24号宜野湾市議会定例会条例の一部を改正する条例に
ついてを議題と致します。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～提案の理由にも示めされておりますが、今までの何に会期として初めか
ら終りまでを示めすべきか、又招集の時期を示すのであるかを良く解し
やくに困ることがありましたので、今後これをはつきりこれに明文化す
るには、こう云う改訂が必要であると云う意味から提案してあります。

議 長～暫休憩致します。(午後2時12分)

議 長～再開致します。(午後2時20分)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～本案は質疑の段階で継続審議にしたいと思いますが御異議ございませ
んか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案は質疑の段階において、継続審議と致しま
す。

議 長～日程第12議案第25号宜野湾市上水道給水条例の一部を改正する条例
を議題と致します。

書記長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～提案理由を出してありますので後は御質疑にお答えしたいと思います。

議 長～暫く休憩致します。(午後2時25分)

議 長～再開致します。(午後2時26分)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～本案については質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが御異

議 長 ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長 御異議がないものと認め本案については質疑の段階において継続審議と致します。

議 長 首程第13、議案第26号基木財産基金の一般会計への繰り入れについてを議題と致します。
書記長をして朗読せしめます。

議 長 提案者の趣旨説明を求めます。

市 長 その提案の一番下に書いてあるのが、この趣由になつております。あとは御質疑にお答え致します。

議 長 暫休意致します。(午後2時30分)

議 長 再開致します。(午後2時31分)

議 長 本案に対する質疑を求めます。

議 長 本案については質疑の段階で継続審議にしたいと思ひますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長 御異議がないものと認め、本案は質疑の段階で継続審議と致します。

議 長 (暫休意致します。(午後2時32分)

議 長 再開致します。(午後2時33分)

議 長 首程第14、議案第5号市道の道路工事(側溝を含む)半期施行方針についてを議題と致します。
書記長をして朗読せしめます。

議 長 暫休意致します。(午後2時35分)

議 長 再開致します。(午後2時36分)

議 長 本議案は質疑の段階において継続審議に付したいと思ひますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長 御異議がないものと認め本議案は質疑の段階において継続審議と致し

議 ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案については質疑の段階において継続審議と致します。

議 長～日程第13、議案第26号基本財産基金の一般会計への繰り入れについてを議題と致します。
書記長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～その提案の一番下に書いてあるのが、この理由になつております。あとは御質疑にお答え致します。

議 長～暫休憩致します。(午後2時30分)

議 長～再開致します。(午後2時31分)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～本案については質疑の段階の継続審議にしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案は質疑の段階で継続審議と致します。

議 長～(暫休憩致します。午後2時32分)

議 長～再開致します。(午後2時33分)

議 長～日程第14、陳情第5号市道の道路工事(側道を含む)早期施行方陳情についてを議題と致します。
書記長をして朗読せしめます。

議 長～暫休憩致します。(午後2時35分)

議 長～再開致します。(午後2時36分)

議 長～本陳情は質疑の段階において継続審議に付したいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本陳情は質疑の段階において継続審議と致し

します。

議 長～暫休解散します(午後2時40分)

議 長～再開致します。(午後2時58分)

議 長～休憩中にお話し申し上げました様に宜野湾市体育協会長、安次富盛信
XX氏より陳情が参つておりますが、受理し~~て~~目標に追加することに
御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がない様でありますので、目標第~~11~~,12陳情第6号市体協
への助成方針陳情についてを追加願います。

議 長～暫休解散します。(午後3時2分)

議 長～再開致します。(午後3時5分)

議 長～休憩中にお話し致しました様に目標の一部を仮更改致します。

議 長～目標の17,18,19,20,21を1つづつ~~を~~して目標の22
23を入れかえ致します。

議 長～目標の17に陳情第6号,それから目標の18に陳情7号,目標の1
9に議案第14号目標の20に議案第15号,目標第21,議案第1
2号,目標第22,議案第13号,目標第23号,一般質問

議 長～暫休解散します。(午後3時7分)

議 長～再開致します。(午後3時8分)

議 長～目標第17,陳情第6号市体協への助成方針についてを上程致します。
書記長をして朗読せしめます。

議 長～本案は質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが御異議が御
異ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案は質疑の段階で継続審議と致します。

議 長～目標第18陳情第7号市体協への助成~~方~~についでを上程致します。
書記長をして朗読せしめます。

議 長～本案も質疑の段階で継続審議にしたいと思いますが御異議を御

します。

議 長～暫休憩致します。(午後2時40分)

議 長～再開致します。(午後2時58分)

議 長～休憩中にお話し申し上げました様に宜野湾市体育協会長、安次富盛信
××氏より陳情が参つておりますが、受理した目程に追加することに
御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がない様でありますので、目程第2-2、12陳情第6号市体協
への助成方陳情についてを追加願います。

議 長～暫休憩致します。(午後3時2分)

議 長～再開致します。(午後3時5分)

議 長～休憩中にお語り致しました様に目程の一部を変更致します。

議 長～目程の17、18、19、20、21を1つづつずらして目程の22
23を入れかえ致します。

議 長～目程の17に陳情第6号、それから目程の18に陳情7号、目程の1
9に議案第14号目程の20に議案第15号、目程第21、議案第1
2号、目程第22、議案第13号、目程第23号、一般質問

議 長～暫休憩致します。(午後3時7分)

議 長～再開致します。(午後3時8分)

議 長～目程第17、陳情第6号市体協への助成方についてを上程致します。
書記長をして朗読せしめます。

議 長～本案は質疑の段階において継続審議にしたいと思っておりますが御異議が御
異ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案は質疑の段階で継続審議と致します。

議 長～目程第18陳情第7号市遺族会への助成第につきてを上程致します。
書記長をして朗読せしめます。

議 長～本案も質疑の段階で継続審議にしたいと思っておりますが御異議ございませ

んか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案は質疑の段階で継続特議と致します。

議 長～留休憩致します。(午後3時10分)

議 長～再開致します。(午後3時30分)

議 長～本日の日程はこれを以つて全部終了致しましたのでこれを以つて本日の会議を終ることに致します。尚明日は午前10時より再開致します。

議 長～散 会 (午後3時31分)

んか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案は質疑の段階で継続特議と致します。

議 長～暫休憩致します。(午後3時10分)

議 長～再開致します。(午後3時30分)

議 長～本日の日程はこれを以つて全部終了致しましたのでこれを以つて本日の会議を終ることに致します。尚明日は午前10時より再開致します。

議 長～散 会 (午後3時31分)